

保安林の皆伐面積の限度の公表について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和7年度に伐採することができる保安林の皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

令和7年2月3日

東京都知事 小池百合子

保安林の種類	単位区域	同一単位とされる区域	皆伐面積の限度 (ha)
水源涵養保安林 ^{かん}	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	647.72
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	262.24
	浅川	八王子市の区域	74.98
	計		984.94
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	53.04
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	17.68
	浅川	八王子市及び町田市の区域	15.67
	大島	神津島村の区域	0.50
	八丈島	八丈島八丈町の区域	81.54
	計		168.43
土砂崩壊防備保安林	秋川	あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域	0.58
	計		0.58
干害防備保安林	秋川	西多摩郡檜原村の区域	0.78
	大島	大島町の区域	1.86
	八丈島	八丈島八丈町の区域	0.40
	小笠原諸島	小笠原村の区域	72.60
	計		75.64
落石防止保安林	多摩川	西多摩郡奥多摩町の区域	0.06
	秋川	あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域	0.18
	計		0.24
保健保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	16.38
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	21.68
	浅川	八王子市及び町田市の区域	6.58
	計		44.64